

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

融資条件	運転資金	設備資金
貸付限度額	2,000万円以内 ただし、1,500万円超の融資を受ける場合は、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実施訪問を半年に1回受けていただく必要があります。	
貸付期間	7年以内 (据置期間 1年以内)	10年以内 (据置期間 2年以内)
貸付金利	金利は変動します。(平成30年4月11日現在 1.11%)	
保証人・担保	必要ありません	
対象企業	小規模事業者 常時使用する従業員が商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）にあつては5人以下、 製造業その他にあつては20人以下の企業	
資格	地区内で、最近1年以上の営業を営み、6ヶ月前から商工会等の経営指導を受けている方で、所得税、法人税、事業税及び市町村民税等をすべて完納している方。	
返済方法	割賦払い（毎月払い）	
その他	ご利用にあたっては商工会長等の推薦が必要です。	

平成27年4月1日より、
無担保・無保証・低利のマル経融資についての「利子補給制度」が行われています。

◇利子補給をいたします。

1. 利子補給の対象 運転資金・設備資金

平成31年3月31日までにマル経融資制度による融資を受けた方

2. 利子補給の額 融資が実行されてから3年間（36回）に支払われた額